

容器承認書

原規規発第 2312254 号

令和 5 年 12 月 25 日

原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 12 月 11 日付け熊原第 23-054 号（以下「申請書」という。）をもって申請のあった輸送容器については、同法第 59 条第 1 項に規定する技術上の基準のうち容器に関する基準に適合していると認められるので、同法第 59 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
添付の申請書の写しに記載のとおり

承認容器として使用する期間

令和 5 年 12 月 25 日から令和 56 年 8 月 8 日まで

ただし、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）（以下「規則等」という。）の改正により、規則等に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合しなくなった場合は失効する。

承認容器登録番号

各容器につき以下のとおり

S※A134 （注）

（注）※は添付の申請書の写しの5. に記載された製造番号を指す。例えば製造番号が1の承認容器登録番号はS1A134となる。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第22条第2号から第5号まで、第8号及び第9号に掲げる事項
添付の申請書の写しの1. から4. まで及び7. に記載のとおり

容器承認申請書

熊原第 23-054 号

令和 5 年 12 月 11 日

原子力規制委員会殿

住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 33 番 5 号

氏名 原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送容器の名称

NFI-V 型

2. 輸送容器の外形寸法及び重量

(1) 輸送容器の外形寸法

長さ：約 cm
幅：約 cm
高さ：約 cm

(2) 輸送容器の重量

kg 以下

(3) 核燃料輸送物の総重量

kg 以下

(4) 輸送容器の概略を示す図

図 1 のとおり

詳細形状は、本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計変更承認申請書（令和 5 年 6 月 20 日付熊原第 23-018 号（令和 5 年 8 月 7 日付熊原第 23-026 号をもって一部補正）に係る別紙 1 の(イ)－第 1 図から(イ)－第 14 図までに示されている。

(5) 輸送容器の主要材料

表 1 のとおり

3. 核燃料輸送物の種類

(1) 核燃料輸送物の種類 : A 型輸送物及び核分裂性物質に係る核燃料輸送物

(2) 輸送制限個数 :

(3) 配列方法 :

(4) 臨界安全指数 :

4. 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

表 2 のとおり

5. 承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号

表 3 のとおり

6. 承認容器として使用することを予定している期間

2074 年 8 月 8 日まで

7. その他特記事項

(1) 核燃料輸送物設計承認番号

J/134/AF

(2) 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

本輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いについては、本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計変更承認申請書（令和 5 年 6 月 20 日付熊原第 23-018 号（令和 5 年 8 月 7 日付熊原第 23-026 号をもって一部補正）の 11 に示す輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項のとおり。

(3) 承認容器として使用する期間に関連する情報

容器製造後にはじめて承認された日は表 4 のとおり。

表 1 輸送容器の主要材料

容 器 部 位	材 質
上側ケース、下側ケース	ステンレス鋼 (SUS304)
ストロングバック、ショックマウントフレーム	ステンレス鋼 (SUS304)
断熱材	セラミックファイバー
ショックマウント	合成ゴム (ブチルゴム)
ガスケット	合成ゴム (シリコンゴム)
スキッド	合成ゴム (ウレタンゴム)
ボルト・ナット類	ステンレス鋼 (SUS304, SUS310S) 及びクロムモリブデン鋼 (SCM435)

表 2 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

型式		新燃料集合体				
		14×14型	15×15型	17×17型		
				タイプ64	タイプ57	
(輸送容器1基当たり)						
種類		軽水炉 (PWR) 用新燃料集合体				
性状		固体 (二酸化ウラン粉末焼結体又はガドリニア入り二酸化ウラン粉末焼結体)				
重量	収納物重量			kg 以下		
	収納体数	2体以下				
	集合体重量			kg 以下		
	UO ₂ 量			kg 以下		
放射能の量		総 量		Bq 以下		
		主要な核種	²³² U		Bq 以下	
			²³⁴ U		Bq 以下	
			²³⁵ U		Bq 以下	
			²³⁶ U		Bq 以下	
			²³⁸ U		Bq 以下	
			⁹⁹ Tc		Bq 以下	
濃縮度			wt%以下			
燃焼度	該当しない					
発熱量	該当しない					
冷却日数	該当しない					
(燃料集合体1体当たり)						
重量	集合体重量					
	UO ₂ 量					
濃縮ウラン中の不純物仕様		²³² U	≤0.0001 μg/gU			
		²³⁴ U	≤10×10 ³ μg/g ²³⁵ U			
		²³⁶ U	≤250 μg/gU			
		⁹⁹ Tc	≤0.01 μg/gU			
		ただし、 ²³⁶ U<125μg/gUの場合は、 ²³² U及び ⁹⁹ Tcは適用外				

表3 承認を受けようとする容器の製造番号

	製造番号		製造番号
1	1	28	28
2	2	29	29
3	3	30	30
4	4	31	31
5	5	32	32
6	6	33	33
7	7	34	34
8	8	35	35
9	9	36	36
10	10	37	37
11	11	38	38
12	12	39	39
13	13	40	40
14	14	41	41
15	15	42	42
16	16	43	43
17	17	44	44
18	18	45	45
19	19	46	46
20	20	47	47
21	21	48	48
22	22	49	49
23	23	50	50
24	24	51	51
25	25	52	52
26	26	53	53
27	27	54	54

表 4 容器製造後にはじめて承認された日

製造番号	容器製造後にはじめて承認された日
1～12	平成 6 年 8 月 9 日
13～24	平成 10 年 4 月 9 日
25～36	平成 11 年 9 月 17 日
37～48	平成 13 年 3 月 30 日
49～54	平成 16 年 2 月 13 日

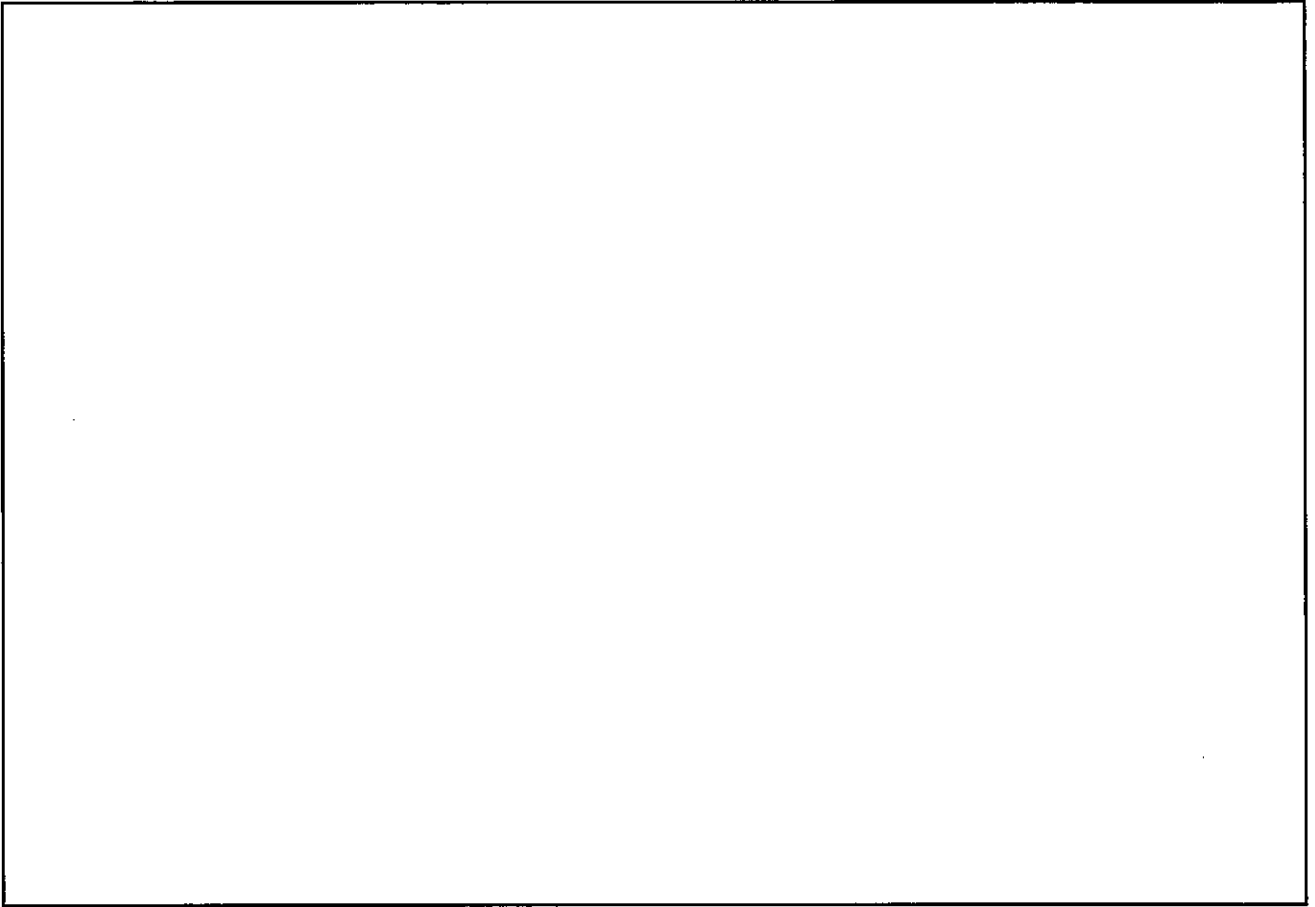


图 1 NFI-V 型输送容器外觀图